

令和4年7月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第6号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所令和3年(行ウ)第3号)

口頭弁論終結日 令和4年6月1日

5

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市広坂1丁目1番1号

被 控 訴 人

金沢市長 村 山 卓

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

向 峠 仁 志

10

金沢市近岡町108-7

被 控 訴 人 補 助 参 加 人

源 野 和 清

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

山 村 三 信

金沢市八日市出町188番7号

被 控 訴 人 補 助 参 加 人

中 川 俊 一

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

柴 田 未 来

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

山 村 三 信

15

金沢市諸江町上丁127番地1

被 控 訴 人 補 助 参 加 人

澤 飯 英 樹

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

堀 口 康 純

同

犬 塚 雅 文

20

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用(参加に要した費用を含む。)は控訴人の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載1ないし3の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和2年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要（以下、略称は原判決の例による。）

- 1 本件は、金沢市（以下、単に「市」ということがある。）の住民である控訴人が、金沢市議会の議員である原判決別表「議員氏名」欄記載の各議員（本件各議員）が令和元年度に市から交付を受けた政務活動費につき、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額を違法に支出し、これに相当する金員を市に対して不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和2年5月1日（令和元年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民事法定利率年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したことから、これを不服として控訴人が控訴した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり原判決を補正し、後記4のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の補正

- (1) 原判決6頁17行目の「清算」を「精算」と改める。
- (2) 原判決8頁1行目から9行目を以下のとおり改める。

「(イ) 源野議員について、会派共用費精算払戻額を収入として計上し、会派

共用費不足分を支出として計上することはできないこと

源野議員は、令和元年5月ないし9月分の会派共用費精算払戻額9万1949円を収入として計上した。また、令和元年10月ないし令和2年3月分の会派共用費不足分4万4980円を支出として計上し、これに政務活動費を充当した。

しかし、会派共用費の精算払戻しは、市が交付した政務活動費ではないから、政務活動費出納簿に収入として計上することは認められない。また、会派共用費不足分は、本件条例別表所定の会派共用費の内容として規定されている経費ではないから、条例所定経費とは認められず、政務活動費を充てることができない。」

(3) 原判決8頁10行目から12行目を以下のとおり改める。

「(ウ) なお、憲法94条は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定するから、本件条例ではない本件手引き掲載の例示規定の各費目を「政務活動に要する経費」であるとするは許されない。」

(4) 原判決9頁1行目「なお、」から3行目末尾までを以下のとおり改める。

「なお、前記イ(ウ)同様、憲法94条は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定するから、本件条例ではない本件手引き掲載の例示規定の各費目を「政務活動に要する経費」であるとするは許されない。」

4 当審における控訴人の主張

(1) 原審は、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる外形的事実として、「当該支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要がある」としているが、誤っている。

このような事実は議員でなければ説明することができず、原審が「議員が支出した政務活動費の詳細な用途や目的については、地方公共団体の住民が

把握することは困難である場合も多いと考えられる」としながら、上記のような説示をすることには無理がある。

(2) 原審は、本件手引きを、支出の対象となる行為と議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間の合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参酌することができるとしているが、誤りである。

上記の説示は、法律の範囲内で条例を制定できるとの憲法94条に反し、また、本件手引きは地方自治法96条1項1号により制定された条例ではなく、法律上の根拠がないから、条例所定経費該当性の解釈の指針とはならない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、下記2のとおり原判決を補正し、下記3のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決14頁1行目から8行目までを、以下のとおり改める。

「イ これに対し、控訴人は、憲法94条は「法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定するから、本件条例ではない本件手引き掲載の例示規定の各費目を「政務活動に要する経費」であるとする事は許されないと主張するところ、これは、本件手引きは条例ではないから、条例所定経費の解釈に当たり、これを参酌することはできない旨主張する趣旨と解される。

しかしながら、本件手引きは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、本件条例を具体化しその細目を定めるものであることについては、前記アで説示したとおりである。

したがって、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件手引

きを参酌することは、地方自治法100条14項の趣旨に反するものとはいえず、まして憲法に反するものでもないから、控訴人の上記主張は採用することができない。」

5 (2) 原判決17頁4行目から5行目を「伊 源野議員について、会派共用費精算払戻額を収入として計上し、会派共用費不足分を支出として計上することはできないとの原告の主張について」と改める。

(3) 原判決17頁6行目、7行目、10行目及び19行目の「清算」を、いずれも「精算」と改める。

(4) 原判決17頁23行目から26行目までを、以下のとおり改める。

10 「(ウ) したがって、会派共用費精算払戻額を収入として計上することに違法性はなく、また、会派共用費不足分の支出につき、前記(1)ウ①又は②の外形的事実が主張立証されたということとはできず、これが条例所定経費に該当しないものと認めることはできないから、この点に関する控訴人の主張を採用することはできない。」

15 3. 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる外形的事実として、当該支出の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があるとの原審の説示は、
20 議員でなければ説明することができない事実を住民に主張立証させるものであり不当であると主張する。

しかし、条例所定経費に該当する支出でないことの主張立証責任に関する原審の説示は、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは、本来、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないところ、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられ
25

裁判官 加 藤 靖

これは正本である。

令和4年7月27日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 塚 林 卓

